

奈良県立高等学校入学者選抜基本方針

令和7年12月16日
奈良県教育委員会

奈良県立高等学校における入学者選抜は、一次選抜、二次選抜、特別選抜、通信制課程選抜、通信制課程二次選抜の枠組みで実施するものとする。

県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校、課程、学科、コースの特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

1 一次選抜

(1) 実施対象

全ての全日制課程及び定時制課程の高等学校において実施する。第1希望、第2希望の2校まで出願できる。第一出願期間において、第1希望校の出願者数が募集人員に満たなかった場合、第二出願期間において、第2希望校として出願できる。ただし、第2希望校に出願できるのは、第一出願期間において、第1希望校に出願した者のみとする。

(2) 検査

次のア又はイを実施する。

- ア 「国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査
- イ 「国語、数学及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査及び学校独自検査

なお、学校独自検査とは、独自問題、口頭試問、作文、面接、実技検査等とし、高等学校が独自に作成する検査とする。

(3) 選抜資料

ア 次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。また、体育及び芸術に関する学科（コース）においては(エ)を選抜資料に加えることができる。

- (ア) 各検査の得点
- (イ) 調査書の「各教科の学習成績」
- (ウ) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」（以下「調査書のその他の記載事項」という。）
- (エ) 特技に関する記録の得点

イ 各高等学校は、各検査の得点の合計点（以下「検査成績」という。）、調査書の「各教科の学習成績」の合計点（以下「調査書成績」という。）及び特技に関する記録の得点の合計点に占める検査成績の割合を、3割から7割の範囲内で定める。その際、学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを変えること（以下「加重配点」という。）ができる。

(4) 合否の判定

第1希望校として受検した者を対象として、各学科（コース）の募集人員の10割について、検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順

に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。ただし、各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項をあらかじめ示し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の募集人員の2割を上限として合否を判定する。

第2希望校として受検した者を対象として、募集人員を満たしていない学科（コース）において、募集人員の未充足分について、一次選抜の学力検査（国語、数学、英語）の検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

(5) その他

一次選抜において、県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）において、外国人や外国での在学期間のある者等を対象として外国人・帰国生徒特例措置を実施する。

2 二次選抜

(1) 実施対象

一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施する。

(2) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。

(ア) 調査書の「各教科の学習成績」

(イ) 一次選抜の学力検査の得点

(ウ) 調査書のその他の記載事項

イ 各高等学校は、一次選抜の学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」に加重配点を行うことができる。

(3) 合否の判定

調査書成績及び一次選抜の学力検査の得点の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

3 特別選抜

(1) 全国募集特別選抜

ア 実施対象

県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）において、指定運動部活動及び指定学科（コース）を希望する県外居住者を対象として実施する。

イ 検査

一次選抜に準じる。

ウ 選抜資料

一次選抜に準じる。

エ 合否判定

一次選抜に準じる。

オ その他

一次選抜において実施する。

(2) インクルーシブ教育推進特別選抜

ア 実施対象

全ての高等学校において、以下の状況全てが当てはまる者を対象として実施する。

- (ア) 肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者、かつ支援機器等によっても表現活動が著しく困難である者
- (イ) 医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者

イ 検査

一次選抜に準じるが、検査方法については、個人の状況を鑑みて柔軟に実施する。

ウ 選抜資料

一次選抜に準じる。

エ 合否判定

一次選抜に準じる。

オ その他

一次選抜において実施する。

(3) 成人特別選抜

ア 実施対象

全ての定時制課程の高等学校において、成人を対象として実施する。

イ 検査

次の(ア)及び(イ)を実施する。

- (ア) 学校独自検査（作文）
- (イ) 学校独自検査（面接）

ウ 選抜資料

各検査の得点を選抜資料とする。

エ 合否の判定

検査成績を資料として総合的に合否を判定する。

オ その他

一次選抜において実施する。

4 通信制課程選抜

(1) 実施対象

通信制課程の高等学校において実施する。

(2) 検査

次のア及びイを実施する。ただし、ア又はイの検査のうち、どちらか一つを志願者が選択する。

- ア 学校独自検査（作文）
- イ 学校独自検査（面接）

(3) 選抜資料

次のアからウを選抜資料とする。

- ア 各検査の得点
- イ 調査書の「各教科の学習成績」

ウ 調査書のその他の記載事項

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

5 通信制課程二次選抜

(1) 実施対象

通信制課程選抜において、合格者数が募集人員に満たなかった通信制課程の高等学校において実施する。

(2) 選抜資料

次のア及びイを選抜資料とする。

ア 調査書の「各教科の学習成績」の得点

イ 調査書のその他の記載事項

(3) 合否の判定

調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

6 追検査

(1) 実施対象

一次選抜等を実施した学科（コース）のうち、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で検査を欠席した受検者のいる学科（コース）において実施する。

(2) 検査

追検査対象者が一次選抜等で第1希望校とした高等学校の学科（コース）で実施されたものと同じ教科の学力検査を実施する。ただし、英語については聞き取り検査を含まない。

(3) 選抜資料

次のアからウを選抜資料とする。

ア 検査の得点

イ 調査書の「各教科の学習成績」

ウ 調査書のその他の記載事項

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。募集人員を超えて合格者を決定することができる。

7 その他

その他入学者選抜に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜から、この基本方針に基づいて実施する。